

令和7年度

学校いじめ防止基本方針

坂東市立南中学校

## 1 いじめについて

### (1) いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条1項）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

### (2) いじめへの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々の教育活動にて「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが重要である。

以下は、本学校教職員がもつべき「いじめ」についての基本的な認識である。

- ①いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは家庭教育の在り方に大きなかわりをもっている。
- ⑧いじめは学校、家庭、地域社会など、すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- ⑨嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑩暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑪いじめは、加害・被害の2者間だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

### (3) 具体的ないじめの態様と抵触する可能性のある刑罰法規

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる……………脅迫、名誉毀損、侮辱
- ②仲間はずれ、集団による無視……………刑罰には抵触しないが他と同様に毅然とした対応が必要
- ③ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする……………暴行、傷害
- ④金品をたかられる……………恐喝
- ⑤金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする……………窃盗、器物破損
- ⑥嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする……………強要、強要猥褻
- ⑦パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる……………名誉毀損、侮辱

## 2 いじめ防止等に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせ

る恐れがあるとの共通認識に立ち、本校では以下の基本理念のもと、いじめ防止等に取り組むこととする。

「いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものである」ということ、並びに、「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・早期解消のために、本校職員、生徒、保護者及び教育委員会をはじめとした関係諸機関の力を集結してその取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

### 3 いじめ防止等の対策の基本となる事項

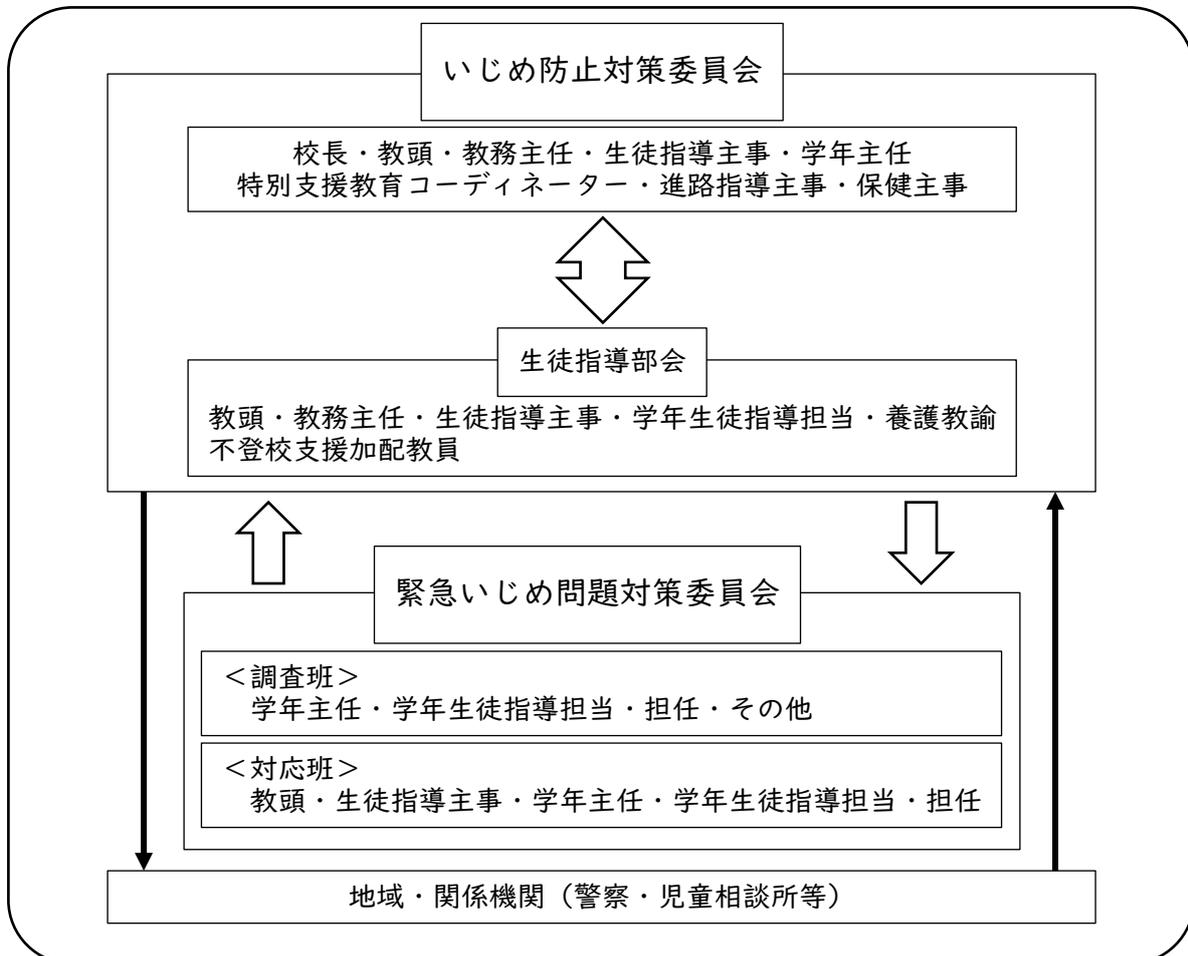
#### (1) いじめを許さない学校づくりのために（未然防止）

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得ることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止が重要であり、全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

以下は、本校のいじめの未然防止に対する取組である。

#### ① いじめ問題に取り組むための組織（平常時）

「いじめ防止対策委員会（生徒指導部会）」を週1回実施し、各学年・学級の生活状況を確認しながら、いじめの未然防止策等を検討する。また、研修会の企画・立案、アンケートの実施と集計・考察等を行い、未然防止と早期発見のための教師の力量を高める。※第22条に対応



② 生徒たちの“よさ”を伸ばす言葉かけとかかわり

いじめが生まれる背景を踏まえ、教職員の何気ない言動が生徒たちを傷付け、結果としていじめを助長してしまう場合があることを理解した上で、生徒たちの“よさ”を伸ばす言葉かけを意識し、実践する。

③ 支持的風土のある学校・学年・学級づくり

学校全体が、生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに取り組む。さらに、生徒一人一人が活躍できるような学年・学級集団づくりを進めるために、「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしていき、生集団の一員として、生徒の自覚や自信を育てていく。

④ 授業における生徒指導の充実

授業規律を意識させ、規律ある授業が進められるようにする。また、「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりを心掛け、授業にて達成感や自尊感情を高めさせることができるようにする。さらに、「わかる・できる・楽しい授業」を通じて、生徒たちの学びを保障できるようにする。

⑤ 倫理観・道徳観の育成

「道徳」の授業や特別活動との連携を通して、思いやりや生命・人権を大切にすることの育成を図り、実践家に結び付ける。

⑥ 学校行事の充実

学校行事を通して、生徒一人一人に達成感や感動、団結することのよさ等を味わわせ、自己有用感や自己肯定感を高める。

⑦ 生徒会活動の充実

生徒会を中心として、生徒自らが行事等を企画・立案し、実践していく活動を通して、望ましい集団づくりを図るとともに、望ましい生活について考え、実現させる。また、いじめについて考え、行動できる機会を設ける。

⑧ 開発的・予防的生徒指導の取組の計画的実施

年間を通して、いじめ防止に関する取組として実施する。また、PDCAサイクルを生かし、毎年見直しを実施する。

(2) いじめに対する認識や気づきへの対応を充実させるために（早期発見）

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、いじめと判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって早い段階からかかわりを持ち、いじめを見逃したり軽視したりすることがないよう積極的にいじめを認知することが必要である。

以下は、本校のいじめの早期発見に対する取組である。

① 教師と生徒の普段のかかわり

普段の教師と生徒のかかわりの時間を多くする。そのために、授業を担当した教師は、次の授業を担当する教師が来るまで意図的に教室に残り、継ぎ目のないようにする。また、「ぶらりコミュニケーション」と名付け、全ての教職員が休み時間に教室や廊下に出て、生徒との何気ない会話やかかわりを通して、いじめ等の未然防止を図るとともに生徒理解を深める。

② いじめ防止対策委員会（生徒指導部会）での検討

毎週1回実施する「生徒指導部会」で気になる生徒の情報を共有し、学年会において情報を周知することにより、全ての教職員で当該生徒を見守る。また、欠席した生徒については常に動向を把握し、共通理解を図った上で個に応じた対応する。

③ 学校生活アンケートの実施

「学校生活アンケート」を毎月実施し、生徒の悩みや人間関係の実態を把握する。また、インターネットやスマートフォン等を通したいじめについての質問項目を設ける。

④ 教育相談の充実

学期に2～3回程度（始業後、行事前後、終業後等）、教育相談の時間を設定し、生徒の悩みや相談を聴いて、よりよい生活環境づくりに結び付ける。また、教育相談担当と連携し、積極的に心の教室相談員やスクールカウンセラーにつなげる。

⑤ 学校便りや生徒指導便りを通した「いじめ防止」の保護者への啓発と相談・通報

学校便りや生徒指導便りを通して、「いじめへの対応」について保護者に発信し、保護者が相談できる体制をつくる。また、関係諸機関の相談先等も随時発信し、周知を図る。

⑥ 家庭及び地域との連携

普段から家庭との連携を密に図る。問題等があった際の連絡だけでなく、学校生活の中で見られる生徒のよさを伝え、よりよい連携が図れるような関係を築く。また、地域の民生委員や子育て支援員、保護司、青少年相談員等と連携し、地域で生徒を見守り、気になることがあった場合には学校に連絡をいただけるよう協力を依頼する。

⑦ 関係諸機関との情報連携

所轄警察及び市適応指導教室等と情報連携を図る。定期的な電話連絡、または出向いて情報交換や話合いの機会をもつ。

⑧ いじめ問題に関する研修の充実

いじめ防止等のための対策に関する研修を校内の年間研修計画に位置付けて実施し、教職員がいじめ防止等に関する資質向上を図る。

⑨ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

職員はインターネットによるいじめの特徴と対応について研修し、迅速な対応ができるようにする。また、生徒・保護者に対して情報モラル講演会を実施する。

⑩ 相談窓口の周知

いじめの相談については、保健室や相談室の利用の他、電話やメールによる相談など複数の相談窓口を設け、生徒や保護者へ周知する。

(3) いじめを認知した場合の適切な対応（早期対応）

いじめを認知した場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒や知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じた関係機関等との連携が必要である。

以下は、本校におけるいじめへの早期対応の取組である。

① いじめ問題に取り組むための組織（いじめ発生時）

いじめを発見した場合は、速やかにその行為をやめさせるとともに、いじめの事実の有無を確認し、「緊急いじめ問題対策委員会」を開催し、対応について検討する。また、全職員で情報

を共有し、情報連携と行動連携を図る。

② いじめへの対応

ア いじめ問題を発見した時には、学級担任だけで抱え込むことなく、組織で対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

イ 情報収集（アンケート・聞き取り等）を綿密に行い、事実を確認した上で、いじめを受けた生徒の身の安全を最優先に考え、いじめを行った側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。また、教育上必要があると認められたときには、適切に懲戒を加える。

ウ 指導にあたっては、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

エ 傍観者の立場にいる生徒に対しては、いじめを行っていることと同様であることを指導し、どのようにすればよかったか、今後どうすればよいかを考えさせる。

オ いじめ問題の関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

カ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び所轄警察等と連携して対処する。

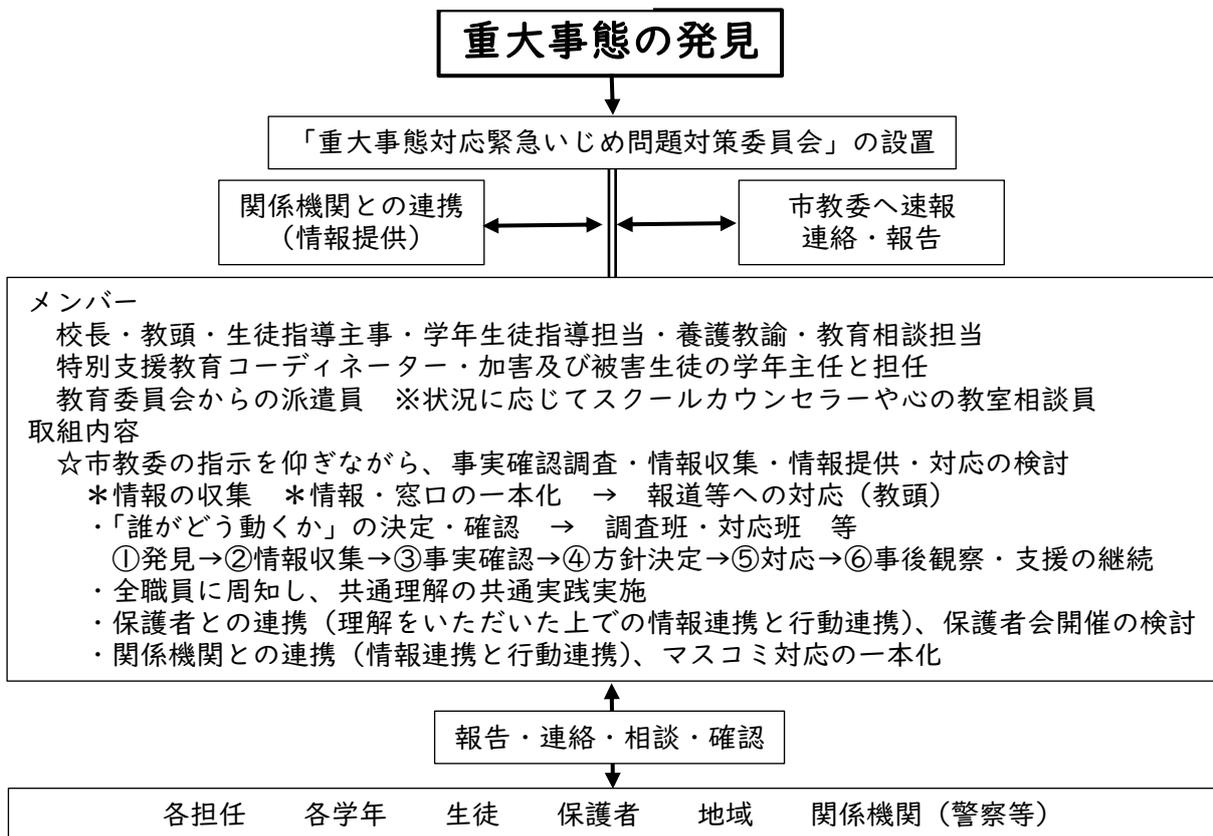
③ 重大事態と判断されるいじめへの対応

いじめ防止対策推進法第 28 条に基づき、いじめにより生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされた疑いがある場合、さらには生徒や保護者から重大事態との申し立てがあった場合は、次の対応を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。

イ 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

※学校で調査する場合（重大事態発生時に組織）



ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を行う。

エ 調査結果については、事実関係とその他の必要な情報を、いじめを受けた生徒と保護者に対し適切に提供する。

オ いじめを行った生徒に対しては、いじめ解消のための指導に加え、他の子どもの教育を受ける権利を保障する観点から、必要に応じて出席停止や、犯罪行為にあたる場合は所轄警察等との連携協力など毅然とした対応を行う。

カ いじめを受けた生徒と保護者の心のケアに配慮する。その際、必要に応じて市教育委員会と相談し、スクールカウンセラー緊急派遣等を活用する。

#### 4 その他の重要事項

##### (1) 取組の振り返りについて（学校評価における留意事項）

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価し、次年度の取組に生かす。

- ① いじめの未然防止・再発防止への取組に関すること
- ② いじめの早期発見への取組に関すること